民法　司法令７－３３　肢イ

第１　肢の結論

正しい

第２　遺産分割後の第三者と登記の関係

１．問題の所在

遺産に属する不動産につき，遺産の分割により所有権を取得した相続人が，所有権を第三者に対抗したい。この場合，登記が必要か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

法定相続分を超える部分について，第三者に対抗するには，登記（８９９条の２第１項）が必要である。よって，肢は正しい。

（２）理由

まず，前提として，９０９条の第三者に遺産分割後の第三者は，含まれない。

９０９条は，遺産分割の遡及効を制限して第三者を保護するものである。したがって，遡及効によって影響をうける第三者，すなわち遺産分割前の第三者に限られるからである。

そこで，遺産分割後の第三者との権利関係が問題となるが，従来は，１７７条の対抗問題として処理をしていた。

遺産分割後の場合，権利取得者は，登記で権利保全をすることが可能である。それと，第三者は，取引上，自由競争の関係と見ることができる。したがって，１７７条で規律することが取引秩序上，公平だと考えられたからである。

もっとも，この構成には，若干の無理があった。すなわち，法的な遡及効（９０９条）と矛盾をするからである。すなわち，遺産分割は遡及効であり，遺産分割による取得した承継人と後の第三者では，対抗問題とならない。それを技巧的な解釈で，対抗問題として解決していた問題があった。そこで，今回，登記が必要なことを立法上明確にするために，８９９条の２第１項で規定され，明確に登記が必要となった。したがって，肢は正しいとなる。

なお，遺産分割による取得にかかわらずとしているのは，特定財産承継遺言（１０１４条２項）の場合が想定されている。すなわち，相続させる旨の遺言があった場合，第三者との関係で登記が不要とする判例があった。取引秩序上，問題があったので，８９９条の２第１項が規定されるにいたっている。

以上